

誰もが孤立せずに支え助け合う、

思いやりに満ちた共生のまちづくり

第6期 地域福祉実践計画



ムちゃん フクくん

令和5年度～令和8年度

社会福祉法人 芽室町社会福祉協議会

～はじめに～

芽室町社会福祉協議会は、昭和26年10月に社会福祉事業法制定に基づき設立し、昭和58年に社会福祉法人として認可され、今日まで「誰もが安心して地域で暮らすことのできる安心・安全・福祉のまちづくり」を目指して、地域福祉の推進を実践してきました。

このたび、第6期地域福祉実践計画の策定にあたり、昭和60年度から令和4年度まで5期にわたる実践計画において、お互いを支え合い安心して住み慣れた地域で暮らすことができる福祉のまちづくりを実践してきました。

とりわけ、第5期地域福祉実践計画の推進期間中において、2020年3月から世界的に新型コロナウィルス感染症により生活のあらゆる場面で大きな打撃と変化をもたらし、社会福祉協議会の事業に中止・縮小せざる得ない状況になりました。

そのなかで、待ったなしに今日的な福祉課題として、少子高齢化や核家族化、高齢者世帯や単身世帯者の増加などの社会構造の変化を背景にして、個人の価値観やライフスタイルの多様化・コロナ禍の影響もあって、より一層、地域での人と人とのつながりや支え合う意識の希薄化や社会的孤立が懸念されています。

このような状況の中で、本会は、町民と共に地域福祉を推進する団体として住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域住民が主体となり、思いやり・支え合う「地域共生社会」のまちづくりの実現に向け、『困ったらまずは、芽室社協へ』をキャッチフレーズに掲げ、第5期芽室町地域福祉計画と協働し、第6期地域福祉実践計画の実施を目指していきます。

本計画を推進するにあたりましては、町民の皆様、行政、関係機関の皆様との連携、協働のもと、「誰もが孤立せずに支え助け合う、思いやりに満ちた共生のまちづくり」を目指して取り組んでまいりますので、ご支援とご協力を賜りますようお願い申しあげます。

社会福祉法人 芽室町社会福祉協議会
会長 木村 淳彦



【目 次】

はじめに

第1章 計画のねらい

1 計画の背景と意義	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の進行管理	3

第2章 計画の理念と目標

1 基本理念	4
2 基本計画	5
3 計画の体系図	6

第3章 実践計画の具体的な取組み

1 基本目標 1	7
2 基本目標 2	8
3 基本目標 3	9
4 基本目標 4	11

資料編

資料 1 第6期地域福祉実践計画 事業一覧	14
資料 2 第5期地域福祉実践計画評価	16

第1章 計画のねらい

1 計画策定の背景と意義

かつては地域近隣の支え合いや家族同士の助け合い、地域・家庭・職場と生活の様々な場面において支え合いで暮らしていくことができました。

しかしながら、少子高齢化や人口減少、生活様式の変化（価値の多様化）などにより地域・家庭・職場という生活領域の支え合いの基盤が脆弱化しています。

人口減少は社会経済にも大きな影響をもたらし、耕作地放置や、空き家、商店街の空き店舗などが増え、様々な課題が顕在化し、福祉のみならず産業・商業などの分野を超えて地域社会を全体で支えてくことが重要となっております。

制度・分野ごとの「縦割り」「支え手」「受け手」という関係を超えて、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会として、地域共生社会の実現に向けてのまちづくりを目指して参ります。

この間、芽室町社会福祉協議会では昭和60年度第1期から、令和4年度までの第5期にわたって地域福祉実践を策定・実践してきました。社会福祉協議会は、社会福祉法第109条で「地域福祉の推進を図ることを目的とする団体」として、地域住民や関係機関と連携して地域福祉活動を推進し、様々な福祉課題を地域全体の問題と考え、協働しながら問題解決に取組んできました。

「第6期地域福祉実践計画」は「第5期地域福祉実践計画」の継続性を図りながら、今日の社会情勢や地域課題に即して、「誰もが孤立せずに支え助け合う、思いやりに満ちた共生のまちづくり」の実現のために、芽室町社会福祉協議会の使命である「町民と共に地域福祉を推進する団体として、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう地域住民が主体となり、思いやり・支え合う地域共生社会のまちづくり」を体現すべく「第6期地域福祉実践計画」を策定いたしました。

2 計画の位置づけ（芽室町地域福祉計画との関係）

地域福祉計画は、社会福祉法第107条に基づき、市町村が策定するのが市町村地域福祉計画です。芽室町ではまちづくりの最も最上位に位置づけられている「第5期芽室町総合計画」に基づき、保健・医療・福祉施策を総合的に推進する「芽室町総合保健医療福祉計画」に規定する個別計画のひとつであり、『地域福祉』等をキーワードに他の個別計画（高齢者保健福祉計画、介護保険事業計画など）を横断的に内包する計画として地域福祉計画が位置づけられています。

そのなかで「第6期地域福祉実践計画」は、芽室町が策定しました「第5期地域福祉計画」と理念と目的を共有し、連携・協働を図りながら、地域の実態に即した地域福祉活動を推進します。

地域共生社会の実現

芽 室 町

←← 連動・連携 →→

芽室町社会福祉協議会

基本理念：誰もが孤立せずに支え助け合う、思いやりに満ちた共生のまちづくり

『第5期芽室町総合計画』～みんなで創り みんなでつなぐ

ずっと輝くまち めむろ～

『第4期総合保健医療福祉計画』

～誰もが健康で自分らしく笑顔で暮らせるまちづくり～

第5期芽室町地域福祉計画

連動・協働

第6期地域福祉実践計画

- 1 住民の支え合いによる
地域福祉社会の推進
- 2 必要な福祉サービスが適正な
タイミングで利用できる体制の整備
- 3 地域で安全・安心に生活できる
環境の整備

- 1 支え合いと助け合いの地域づくり
- 2 困った時に助けてと言える地域づくり
- 3 自分らしく暮らせるための地域づくり
- 4 地域住民に必要とされる社協づくり

3 計画の期間

本計画の期間は、令和5年度から令和8年度までの4年間とします。

ただし、その後の社会情勢、福祉制度の改変に対応するため、計画期間中においても必要に応じ適宜計画の見直しを検討することとします。

4 計画の進行管理

本計画の進行管理は、計画の実効性を高めるため、年度ごとに進捗管理委員会において、進捗状況の点検・評価を行います。

（参考）社会福祉法における地域福祉計画・社会福祉協議会

社会福祉法第107条（市町村地域福祉計画）

市町村は、地方自治法第2条第4項の基本構想に即し、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ住民、社会福祉を目的とする事業を経営する者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講じるとともに、その内容を公表するものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

社会福祉法第109条（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつて（中略）が、指定都市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は構成保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

第 2 章 計画の理念と目標

1 基本理念

『誰もが孤立せずに支え助け合う、思いやりに満ちた共生のまちづくり』

誰もがいつまでも住み慣れた地域で安全で安心して暮らしていくことを望んでいます。しかしながら、少子化、高齢化、人口減少、過疎化が進み、核家族化など家族形態の変化や生活環境の多様化などにより、家族機能低下や地域のつながりが希薄になってきています。

そのような状況下で、より一層将来への不安や生活のしづらさを感じることが増えてきました。

さらには、令和2年から全世界で「新型コロナウイルス感染症」の流行により、人と人との接触が大きく制約されるなかで、生活様式の変更を余儀なくされ、ますます人と人とのつながりが希薄化されることが懸念されています。

こうした中で、地域をとりまく福祉課題は社会的孤立をはじめとし、福祉課題が多様化・複合化しています。それに対応すべく住民一人ひとりをはじめ、関係する機関や団体、行政、がそれぞれ協働し、地域全体で横断的に取り組むことが必要となっております。

誰もが孤立せずに、お互いを思いやる地域住民同士の「つながり」を再構築し、気にかけ合って放っておかない、地域共生社会の実現を目指します。

このことを踏まえ、地域共生社会の実現に向けて、「分野を問わない相談支援」、「参加支援」及び「地域づくりに向けた支援」を一体的に取り組めるように、第5期芽室町地域福祉計画と連動して、本計画を推進していきます。

2 基本目標

本計画では、基本理念を実現していくために次の4つの基本目標を掲げます。

基本目標1 支え合いと助け合いの地域づくり

地域住民が共に地域で安心して暮らすために、つながりをもつための交流する機会の創出や居場所づくりに努めます。また支える側と支えられる側に分けることなく、共に生きる力を育み、協働して助け合うための福祉意識の醸成を図り、支え合いと助け合いの地域づくりを目指します。

基本目標2 困った時に助けてと言える地域づくり

地域住民同士の支え合いの関係づくりを促進し、地域福祉活動への参加支援や地域力を高めるための事業やネットワークづくりを行い、困ったときに助けてと言える地域づくりを目指します。さらに、災害時、緊急時に対応できるように支援体制を整備します。

基本目標3 自分らしく暮らせるための地域づくり

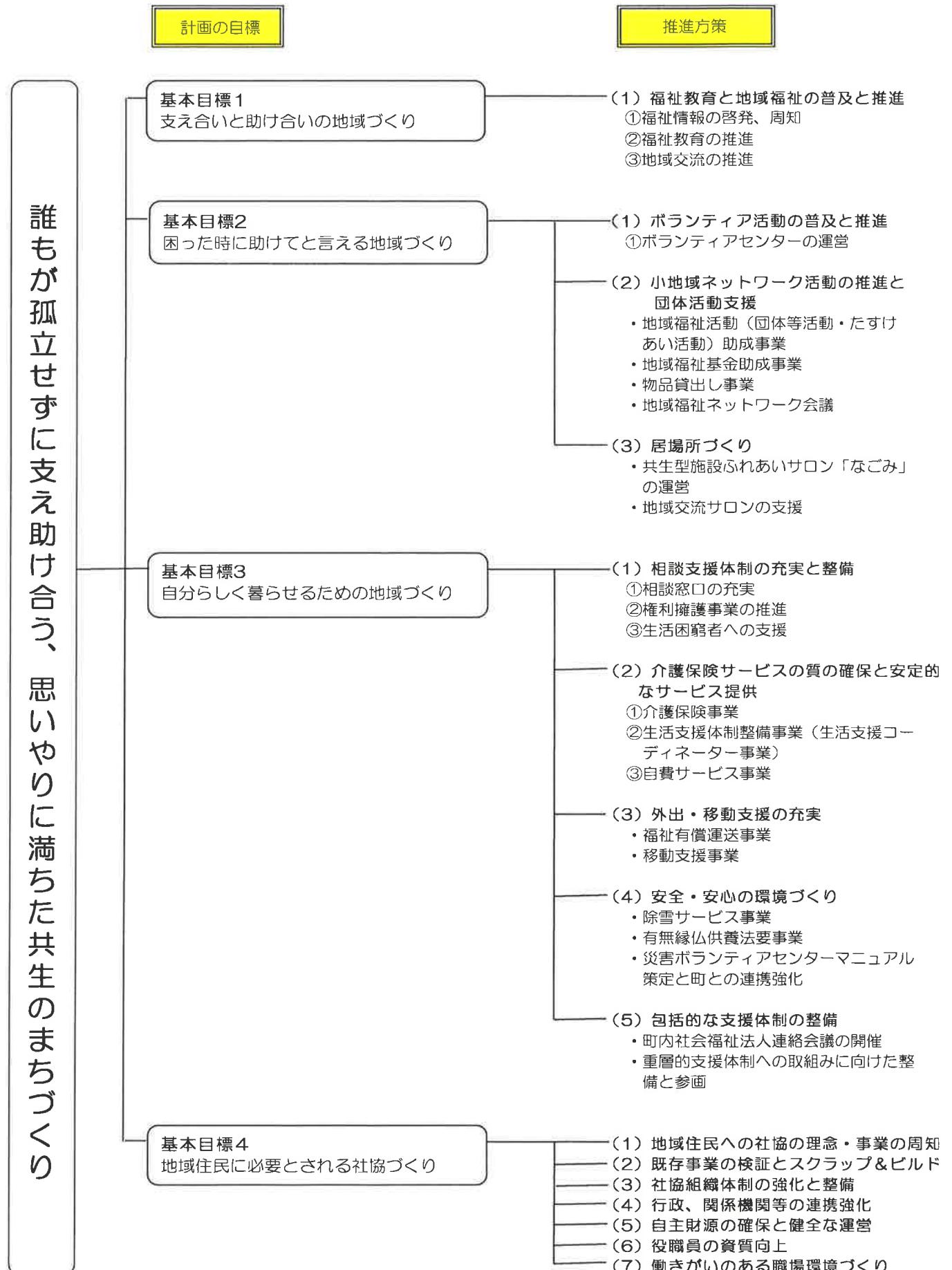
誰もが自分らしく住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けることができるよう、生活課題に応じた相談支援体制を整備するために、包括的な支援体制づくりを推進します。

また、生活を支える福祉サービスの質の確保と安定的な供給を行いながら制度外のニーズも把握し、新しいサービスの創出を目指します。

基本目標4 地域住民に必要とされる社協づくり

地域福祉を推進する中核を担う団体として、町民をはじめ行政や町内関係団体との連携を強化します。より地域福祉を推進するために健全な運営や組織体制の強化、役職員の資質向上を図るとともに、町民の必要と求めに応じて、柔軟に対応し、町民に必要とされる社協づくりを目指します。

3 計画の体系図



第 3 章 実践計画の具体的な取組み

基本目標 1 支え合いと助け合いの地域づくり

地域住民が共に地域で安心して暮らすために、つながりをもつために交流する機会の創出や居場所づくりに努めます。また支える側と支えられる側に分けることなく、共に生きる力を育み、協働して助け合うための福祉意識の醸成を図り、支え合いと助け合いの地域づくりを目指します。

(1) 福祉教育と地域福祉の普及と推進

①福祉情報の啓発・周知

広報誌、SNS 等を通じて、地域福祉に関する広報活動を行い、福祉情報の啓発・周知に努めるとともに、社協の見える化を図ります。

【具体的な事業】

- ⇒・毎月1回、『めむろ社協だより』の発行
- ・ホームページ、フェイスブック等の随時更新

②福祉教育の推進

福祉への理解と関心を高め、共生の心を育みます。

町民が地域福祉課題を「我が事」として学び合う機会を提供します。

【具体的な事業】

- ⇒・福祉（ボランティア）体験学習及び福祉出前講座の実施
 - *ボランティアセンター事業と連動
 - ・児童、生徒へのボランティアスクールの実施
 - ・助成事業（学童・生徒のボランティア活動普及事業）

③地域交流の推進

コロナ禍でより一層、人ととのつながりが希薄化しやすい状況の中で、つながりの必要性・重要性を再認識したうえで地域住民の交流の場をつくり、「支える」、「支えられる」そして「支え合う」の関係づくりの機会を創ります。さらに地域交流を推進することで地域福祉活動の活性化を図ると共に、地域福祉を推進

する団体への活動支援を行います。

【具体的な事業】

- ⇒・ふれあい広場事業、・ふれあい交流会事業、・老人クラブ交歓会事業
- ・地域交流サロン事業、・老人クラブ活動支援

基本目標2 困った時に助けてと言える地域づくり

地域住民同士の支え合いの関係づくりを促進し、地域福祉活動への参加支援や地域力を高めるための事業やネットワークづくりを行い、困ったときに助けてと言える地域づくりを目指します。さらに、災害時、緊急時に対応できるように支援体制を整備します。

(1) ボランティア活動の普及と推進

①ボランティアセンターの運営

多様な主体による住民活動のなかにあるボランティア活動の推進役として、ボランティア活動に対する町民の関心を高め、いつでも・どこでも・誰もが参加できるように活動支援を行います。

【具体的な事業】

- ⇒・普及啓発事業、・相談、登録斡旋事業、・育成（研修会）事業、
- ・ボランティアセンター運営委員会の運営、・介護予防ポイント推進事業

(2) 小地域ネットワーク活動の推進と団体活動支援

身近な隣近所での助け合いなどができる人材の発掘・育成や日頃から災害時、緊急時に対応できるようにネットワークづくりを推進します。

また、地域福祉活動の推進するための活動支援を行います。

【具体的な事業】

- ⇒・地域福祉活動（団体等活動・たすけあい活動）助成事業
- ・地域福祉基金助成事業、・物品貸出し事業
- ・地域福祉ネットワーク会議

(3) 居場所づくり

地域活動の活性化を図るため、情報交換や交流ができる居場所づくり、拠点づくり、または気軽に町民同士が交流できる集いの場の提供に努めます。

【具体的な事業】

- ⇒・共生型施設ふれあいサロン「なごみ」の運営
- ・地域交流サロンの支援

基本目標3 自分らしく暮らせるための地域づくり

誰もが自分らしく住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けることができるよう に、生活課題に応じた相談支援体制を整備するために、包括的な支援体制づくりを 推進します。

また、生活を支える福祉サービスの質の確保と安定的な供給を行いながら制度外 のニーズも把握し、新しいサービスの創出を目指します。

(1) 相談支援体制の充実と整備

①相談窓口の充実

町民の日常生活における心配ごとの相談に応じ、適切な助言や関係機関等への 橋渡しを行います。

【具体的な事業】

- ⇒・心配ごと相談事業

②権利擁護事業の推進

権利擁護支援を必要とする方に成年後見制度等の支援を行います。また、広く 町民に権利擁護に関する制度の周知をします。

【具体的な事業】

- ⇒・成年後見支援センター事業、・日常生活自立支援事業

③生活困窮者への支援

経済的に支援を必要とする方へ資金の貸付及び関係相談機関へつなぎ支援を 行います。

【具体的な事業】

- ⇒・生活福祉資金貸付事業、・生活応急資金貸付事業、・無銭旅行者援護事業
- ・歳末見舞金配分事業

(2) 介護保険サービスの質の確保と安定的なサービス提供

①介護保険事業

利用者主体に努め、誰もが住み慣れた地域で住み続けられるよう、信頼関係を築き、地域に根ざした介護サービスを提供します。

【具体的な事業】

- ⇒・訪問介護事業（障害者居宅介護事業含む）
- ・居宅介護支援事業（介護予防支援事業・要介護認定訪問調査事業含む）
- ・小規模多機能型居宅介護事業

②生活支援体制整備事業（生活支援コーディネーター事業）

地域ごとの高齢者の生活上の不便や生きがいを把握し、社会資源の開発、社会資源のネットワークづくり、社会資源と高齢者のマッチングを行います。

【具体的な事業】

- ⇒・ちょこっとサポート事業

③自費サービス事業

介護を必要とする高齢者等で、介護保険・障がい福祉サービス対象外のサービスを希望される方に対してサービスを提供します。

(3) 外出・移動支援の充実

介護を必要とする高齢者や障がい者等を対象に外出・移動の確保に努めます。

【具体的な事業】

- ⇒・福祉有償運送事業
- ・移動支援事業

(4) 安全・安心の環境づくり

安全で安心して暮らしていく環境づくりと災害時・緊急時の支援体制づくりを目指します。

【具体的な事業】

- ⇒・除雪サービス事業、・有無縁仏供養法要事業
- ・災害ボランティアセンターマニュアル策定と町との連携強化

(5) 包括的な支援体制の整備

誰もが自分らしく住み慣れた地域で安心・安全に暮らし続けることができるよう、高齢、障がい、児童等の各分野ごとの相談支援では対応困難な世帯の中で複合化・多様化、制度の狭間にあるケース、支援を必要とする人が自ら相談に行く力がなく、孤立しているケース等を総合的に支援していくため行政をはじめ、相談支援機関同士の連携強化を地域福祉の中核的な役割を果たすべく、その強化に努めます。

重層的支援体制構築を推進するために行政との連携を密にとりながら、課題認識を共有して協働できる体制を整えます。

【具体的な事業】

- ⇒・町内社会福祉法人連絡会議の開催
- ・重層的支援体制への取組みに向けた整備と参画

基本目標 4 地域住民に必要とされる社協づくり

地域福祉を推進する中核を担う団体として、町民をはじめ行政や町内関係団体との連携を強化します。より地域福祉を推進するために健全な運営や組織体制の強化、役職員の資質向上を図るとともに、町民の必要と求めに応じて、柔軟に対応し、町民に必要とされる社協づくりを目指します。

(1) 地域住民への社協の理念・事業の周知

社協をより身近に感じていただくために「社協の見える化」を図り、より一層の理解と協力していただける取り組みと「困ったときは社協へ」をキャッチフレーズに町民に必要とされる社協を目指します。

(2) 既存事業の検証とスクラップ&ビルド

地域の実情やニーズに応じて事業展開を行うために、事業のスクラップ&ビルドを行います。

(3) 社協組織体制の強化と整備

限られた人員のなかで、効率的・効果的かつ柔軟に対応できるように強化を図ります。

(4) 行政、関係機関等の連携強化

行政、関係機関等との地域課題の共有化を図り、連携強化に努めます。

(5) 自主財源の確保と健全な運営

社協の独自財源である社協会費、寄付金、共同募金配分金及び介護保険事業収入並びに公費の確保に努め、中長期的な財源のあり方について検討し、計画的・安定的な財政運営を行います。

(6) 役職員の資質向上

役職員を対象とした研修会の実施・参加により、資質向上を図ります。

(7) 働きがいのある職場環境づくり

働きがいのある職場づくりのために環境整備をし、人材確保に努め、魅力ある職場づくりを図ります。

資料編

第6期地域福祉実践計画 事業一覧 (1/2)

基本目標	推進方策	実践項目(事業)	年度計画			
			5	6	7	8
目標 1 支え合いと助け合いの地域づくり	福祉教育と地域福祉の普及と推進	めむろ社協だよりの発行	○	○	○	○
		SNSによる情報発信	○	○	○	○
		福祉体験及び福祉出前講座の開催	○	○	○	○
		児童・生徒へのボランティアスクール	○	○	○	○
		助成金事業	○	○	○	○
		ふれあい広場事業	○	○	○	○
		ふれあい交流会事業	○	○	○	○
		老人クラブ交歓会事業	○	○	○	○
		老人クラブ活動支援	○	○	○	○
		地域交流サロン事業	○	○	○	○
目標 2 困った時に助けてと言える地域づくり	ボランティア活動の普及と推進	普及・啓発事業	○	○	○	○
		相談・登録斡旋事業	○	○	○	○
		育成(研修会)事業	○	○	○	○
		ボランティアセンター運営委員会の運営	○	○	○	○
		介護予防ポイント推進事業	○	○	○	○
	小地域ネットワーク活動の普及と推進	地域福祉活動助成事業	○	○	○	○
		地域福祉基金助成事業	○	○	○	○
		物品貸出し事業	○	○	○	○
		地域福祉ネットワーク会議	△	○	○	○
	居場所づくり	共生型施設ふれあいサロン「なごみ」の運営	○	○	○	○
		地域交流サロンの支援	○	○	○	○
目標 3 自分らしく暮らせるための地域づくり	相談支援体制の充実と整備	相談窓口の充実	心配ごと相談事業	○	○	○
		権利擁護事業の推進	成年後見支援センター事業	○	○	○
			日常生活自立支援事業	○	○	○
		生活困窮者への支援	生活福祉資金貸付事業	○	○	○
			生活応急資金貸付事業	○	○	○
			無銭旅行者援護事業	○	○	○
			歳末見舞金配分事業	○	○	○
		介護保険事業	訪問介護事業 (障害者居宅介護事業含む)	○	○	○
			居宅介護支援事業(介護予防支援事業・要介護認定訪問調査事業含む)	○	○	○
			小規模多機能型居宅介護事業	○	○	○
		生活支援体制整備事業	ちょこっとサポート事業	○	○	○
		自費サービス事業	自費サービス事業	○	○	○

第6期地域福祉実践計画 事業一覧 (2/2)

基本目標	推進方策	実践項目（事業）	年度計画			
			5	6	7	8
目標 3	自分らしく暮らせるための地域づくり	外出・移動支援の充実	福祉有償運送事業	○	○	○ ○
			移動支援事業	○	○	○ ○
		安全・安心の環境づくり	除雪サービス事業	○	○	○ ○
			有無縁仏供養法要事業	○	○	○ ○
			災害ボランティアセンターマニュアル策定と町との連携強化	△	○	○ ○
		包括的な支援体制の整備	町内社会福祉法人連絡会議の開催	○	○	○ ○
			重層的支援体制への取組みに向けた整備と参画	□	□	△ ○
目標 4		地域住民に必要とされる社協づくり	地域住民への社協理念・事業の周知	○	○	○ ○
			既存事業の検証とスクラップ&ビルト	○	○	○ ○
			社協組織体制の強化と整備	○	○	○ ○
			行政、関係機関等の連携強化	○	○	○ ○
			自主財源の確保と健全な運営	○	○	○ ○
			役職員の資質向上	○	○	○ ○
			働きがいのある職場環境づくり	○	○	○ ○

□：調査・検討

△：一部実施

○：実施

●：廃止

資料2

茅室町社会福祉協議会 第5期地域福祉実践計画 評価統括表（最終評価）

基本理念	基本目標	推進方策	最終平均値	摘要
誰も孤立せずに支え合う、思いやりで満ちた共生のまちづくり	基本目標 1 支え合いと助け合いの地域づくり	福祉情報の啓発・周知	3	
		福祉教育の推進	3	
		地域福祉活動支援	3	
		地域交流の推進	3	
	基本目標 2 思いやりと優しさでつなぐ地域づくり	ボランティアセンターの運営	3	
		小地域ネットワーク活動の推進	3	
		居場所づくり	3	
	基本目標 3 生活を支えるサービスが受けられる地域づくり	介護保険サービスの質の確保と安定的なサービスの提供	4	
	基本目標 4 安心して暮らしていく地域づくり	相談支援体制の充実	3	
		外出・移動支援	4	
		安心・安心な環境づくり	3.5	
	基本目標 5 地域福祉を支える強い社協づくり	地域住民への社協の理念・事業の周知	4	
		既存事業の検証とスクラップ&ビルト	4	
		組織改革・組織体制の強化	4	
		行政、関係機関等の連携強化	3	
		自主財源の確保と健全な運営	3	
		職員の育成と資質向上	4	
		働きやすい働きがいのある環境づくり	4	
合 計 (満点 90 点)		61.5		

*達成状況 5：非常に評価できる（予定を大幅に上回り推進された） 2：少し評価できる（順調には推進されなかった）
 4：かなり評価できる（予定を上回り推進された） 1：ほとんど評価できない（全く推進されなかった）
 3：普通に評価できる（予定どおり推進された）

芽室町社会福祉協議会 第5期地域福祉実践計画 評価詳細統括表（最終評価）

基本理念	基本目標	推進方策	平均値	【評価できる点】	総括コメント
基本目標 1	福祉情報の啓発・周知	新コーナー「社協の介護」を掲載し、社協PRに務めた。 【改善すべき点】 HP・FB・Twitterのタイムリーな更新ができない。	3	【評価できる点】 (福祉教育) R1年度は福祉施設等でのボランティア体験を実施。 小中高生108名に福祉に触れる機会を創ることができた。 R4年度は参集型でボランティアサマースクールを実施。高校生29名の参加。福祉に対しての理解と関心を持つきっかけをつくるという目的は達した。 (福祉出前講座) 老人クラブ等からの依頼に応じ、実施した。 (助成金事業) R3年度まで助成を受け、財源でもある赤い羽根共同募金運動にも協力があった。	（助成事業） 道社協の要綱による指定を受けられるのは2回までとされて いるため、まだ受けていない学校へのアプローチが必要と考 えられる。
		地域福祉の普及と推進 支え合いと助け合いの地域づくり 誰もが孤立せずに支え合う、思いやりに満ちた共生のまちづくり	3	【改善すべき点】 (福祉教育) コロナ禍の期間（令和元年度末から令和3年度）実施しなかつた。このような状況下でもできることを検討し実施できようとする。 (福祉出前講座) 担当課だけではなく社協全体で内容をまとめ、PRできるといい。	

基本理念	基本目標	推進方策	平均値	【評価できる点】	総括コメント
	基本目標 1	地域福祉活動支援	3	<p>【評価できる点】</p> <p>コロナ禍で町内会等の活動が縮小している中で、助成対象を拡大し活動のサポートに務めた。</p> <p>【改善すべき点】</p> <p>物品貸出し事業における賃貸出物品の定期的な修繕が必要。</p>	
地域福祉の普及と推進					
支え合いと助け合いの地域づくり					
誰もが孤立せずに支え合う、思いやりに満ちた共生のまちづくり					

基本理念	基本目標	推進方策	平均値	総括コメント
基本目標 2	ボランティア活動の普及とアプローチの推進	ボランティアセンターの運営 ボランティアセンターの立ち上げ ・介護予防ポインスト事業は、町受託事業のため担当課と相談しながら事業実施に務めた。 【改善すべき点】 ・ボランティアセンターの存在を知つてもらうための周知。	3	【評価できる点】 ・ボランティアセンターで実施した講座から団体の立上げにつながった。 ・介護予防ポインスト事業は、町受託事業のため担当課と相談しながら事業実施に務めた。 【改善すべき点】 ・ボランティアセンターの存在を知つてもらうための周知。
	小地域ネットワーク活動の推進	小地域ネットワーク活動 小地域ネットワーク活動の推進 ・特になし	3	【評価できる点】 ・「なごみ」の運営について、R1年度末までは活動拠点として、交流の場としての活用があった。周知につながる事業を行うことができた。 ・コロナ禍においては、屋外のイベント、菜園や花壇でのボランティア活動を実施し目的を達成できるよう努めた。 【改善すべき点】 ・場所を知らない町民が多いため、周知が必要。 ・ふれあいの居場所構想の実現化については、芽室町の構想であり社協独自の構想ではないと認識している。そのため、西子どもセンター（芽室町）との協働が必要であると考える。
	居場所づくり	居場所づくり 居場所づくり	3	【改善すべき点】 ・場所を知らない町民が多いため、周知が必要。 ・ふれあいの居場所構想の実現化については、芽室町の構想であり社協独自の構想ではないと認識している。そのため、西子どもセンター（芽室町）との協働が必要であると考える。

思いやりと優しさでつなぐ地域づくり

誰もが孤立せずに支え合う、思いやりに満ちた共生のまちづくり

基本理念	基本目標	推進方策	平均値	総括コメント
	基本目標 3	訪問介護事業 居宅介護支援事業	【評価できる点】 ・ケアマネージャーからオーダーされた介助・介護の提供に留まらず、利用者の自立に一層つながる内容を検討しより質の高い訪問介護サービスを提供できた。 【改善すべき点】 ・最近自宅での看取りや障害児者に対する支援が増えているため、心のケアを含めたより専門的な知識・技術の習得が必要。	
		小規模多機能型居宅介護事業	4	【評価できる点】 ・介護問題にとどまらず家族の精神疾患、生活困窮等複合的な課題を抱えたケースを抱えたケースが増えていく中、あらゆるケースを断ることなく引き受け相談支援を続けていく。一人あたりの件数制限があるため、断らない体制づくりとして4人目を採用した。 【改善すべき点】 ・支援の組み立てが介護保険サービス中心で、地域のインフォーマル資源を活用した自然な支援の組み立てが十分でないところは課題。
		自費サービス事業		【評価できる点】 ・利用者に対する支援のみならず、介護者の茶話会を開催する等、家族に対する支援が着実に進んできた。 【改善すべき点】 ・利用者1人の能力や希望に応じた柔軟なサービス提供という視点では不十分。 【評価できる点】 ・利用数はさほど多くはないものの、必要時迅速に支援に入れている。 【改善すべき点】 ・よりQOL（人生の質）の向上につながる社会参加（趣味・観光葬祭等）に対する支援等、柔軟な提供体制が必要。

生活を支えるサービスが受けられる地域づくり

誰もが孤立せずに支え合う、思いやりに溌ちた共生のまちづくり

基本理念	基本目標	推進方策	平均値	総括コメント
基本目標 3 誰もが孤立せずに支え合う、思いやりに満ちた共生のまちづくり	基本目標 4 安心して暮らしていくる地域づくり	<p>相談支援体制の充実</p> <p>権利擁護事業の充実</p> <p>相談窓口の充実</p> <p>生活支援体制整備事業の参画</p> <p>介護保険サービスの質の向上</p> <p>安心して暮らしていくる地域づくり</p>	4	<p>【評価できる点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和3年度に新しい支え合いと助け合いのしくみ「ちょっとサポート事業」を開始した。 <p>【改善すべき点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし <p>【評価できる点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最近コロナのためか相談者数が減少しているが、町民の気軽に相談できる場として、必要である。 <p>【改善すべき点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特になし <p>【評価できる点】</p> <ul style="list-style-type: none"> （成年後見支援センター） <p>・実働している法人後見支援員の増加（市民後見人の活動支援）</p> <p>（日常生活自立支援事業）</p> <p>・成年後見の前段で、成年後見よりハードルが低くサービス利用ができる。高齢者等の金銭管理等ができぬいの方の支援は他にはない。子どもが遠方にいて、一人暮らしや夫婦世帯が在宅で暮らしあり続けるためにはなくてはならない事業。</p> <p>【改善すべき点】</p> <ul style="list-style-type: none"> （成年後見支援センター） <p>・組織として業務体制の確立</p> <p>・法人後見支援員へのフォローアップ研修</p> <p>・法人後見支援員の活動内容の整理</p> <p>（日常生活自立支援事業）</p> <p>・支援員の養成</p> <p>【評価できる点】</p> <ul style="list-style-type: none"> （生活福祉資金貸付事業） <p>・新型ワイルス蔓延による特例貸付の事務手続きについて、滞ることなく迅速に対応した。</p> <p>生活困窮者への支援</p>
基本目標 3 誰もが孤立せずに支え合う、思いやりに満ちた共生のまちづくり	基本目標 4 安心して暮らしていくる地域づくり	<p>相談支援体制の充実</p> <p>権利擁護事業の充実</p> <p>相談窓口の充実</p> <p>生活支援体制整備事業の参画</p> <p>介護保険サービスの質の向上</p> <p>安心して暮らしていくる地域づくり</p>	3	<p>【評価できる点】</p> <ul style="list-style-type: none"> （成年後見支援センター） <p>・組織として業務体制の確立</p> <p>・法人後見支援員へのフォローアップ研修</p> <p>・法人後見支援員の活動内容の整理</p> <p>（日常生活自立支援事業）</p> <p>・支援員の養成</p> <p>【評価できる点】</p> <ul style="list-style-type: none"> （生活福祉資金貸付事業） <p>・新型ワイルス蔓延による特例貸付の事務手続きについて、滞ることなく迅速に対応した。</p> <p>生活困窮者への支援</p>

基本理念	基本目標	推進方策	平均値	総括コメント	
				【評価できる点】	
	基本目標 4	相談支援体制の充実	3	<p>【評価できる点】</p> <p>(生活応急資金貸付事業) ・事務手続きを滞りなく実施できた。 (歳末見舞金配分事業) ・民生委員の協力を得て、見舞金配分事業を実施した。</p> <p>【改善すべき点】</p> <p>(生活福祉資金貸付事業) ・貸付にかかる情報の課内共有化 ・相談体制の強化 (生活応急資金貸付事業) ・貸付にかかる情報の課内共有化 ・規程の見直し (無錢旅行者援護事業) ・最寄りの駅までの交通費の見直し</p>	
		生活困窮者への支援	4	<p>【評価できる点】</p> <p>(福祉有償運送事業) ・町内の通院送迎や農村部からの買い物等、生活に必要不可欠な行為への支援に対するニーズに、有償運送の運転資格を有する職員を増員しながら対応してきた。</p> <p>(移動支援事業) ・今後、増加するであろうニーズに対するドライバーの継続した確保</p> <p>【改善すべき点】</p> <p>(福祉有償運送事業) ・障がいのあるお子さん等の社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動や社会参加のため、適宜介助及び外出に伴つて必要な介護を提供できている。</p> <p>(移動支援事業) ・今後増加することが予測される登下校時の介助ニーズに対するヘルパーの確保</p>	外出・移動支援の充実
				<p>安心して暮らしていくる地域づくり</p> <p>誰もが孤立せずに支え合う、思いやりに満ちた共生のまちづくり</p>	

基本理念	基本目標	推進方策	平均値	総括コメント
基本目標 4	安心・安全の環境づくり 安心して暮らしていける地域づくり	安全・安心の環境づくり	3.5	<p>【評価できる点】 (除雪サービス事業) ・民生委員、町内会等と連携し事業を実施できている。 (有無縁介供養法要事業) ・コロナ対策のため、仮教会の当番のみの協力を得て、参加人数も縮小した中で実施した。</p> <p>【改善すべき点】 (除雪サービス事業) ・利用料金の徴収方法について、利用者の利便性などを配慮した徴収方法を検討する必要とする。 ・利用にあたり、サービス、金銭的な面も含め丁寧な説明が求められる。</p>
基本目標 5		地域福祉を支える強い社協づくり	3.7	<p>【評価できる点】 (地域住民への社協の李根・事業の周知) ・広報やSNS、訪問・イベント時に意図的に社協の理念、事業の周知に意図的に取り組んできた。 (既存事業の検証とスクラップ＆ビルド) ・4か年かけて、事業の統廃合や新規事業を実施した。 (組織改革・組織体制の強化) ・介護事業課を新設し、統括整理を行い、地域福祉は新しいセクションを設けるなど組織強化に務めた。 (行政、関係機関等の連携強化) ・社協への理解を深める機会をつくった。 (職員の育成と資質向上) ・オンライン研修が主流となり、研修の機会を増やし、資質向上に努めた。 (働きやすい働きがいのある職場環境) ・全職員に意見求める機会をつくり、環境づくりに努めた。</p> <p>【改善すべき点】 (組織改革・組織体制の強化) ・包括的な支援体制づくりを向けた組織強化と人材確保に向けた取組み (行政、関係機関等の連携強化) ・これまで以上にパートナーシップの取組みが必要。</p>
		誰もが孤立せずに支え合う、思いやりに満ちた共生のまちづくり		



第6期 地域福祉実践計画

令和5年度～令和8年度

発行：社会福祉法人芽室町社会福祉協議会
〒082-0014
北海道河西郡芽室町東4条4丁目5番地5
芽室町保健福祉センター内
TEL0155-62-1616 fax0155-62-1657